

介護保険・高齢者福祉 サービスガイド



 能代市

目次

介護保険と高齢者福祉サービス

◎ 地域包括支援センターの紹介	2
-----------------	---

I 介護保険サービス

7

1 介護保険制度のしくみと加入	8
2 介護保険料	10
・第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料	10
・第2号被保険者(40歳から64歳の方)の保険料	13
3 申請からサービス利用まで	14
4 在宅サービスなど	17
5 地域密着型サービス	24
6 施設サービス	29
7 利用者負担と利用限度額	32
・利用者負担が高額になったとき	34

II 高齢者福祉サービス

35

1 介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用のしかた	36
2 高齢者福祉サービス～介護保険の地域支援事業サービス～	38
・事業対象者向けサービス	38
・家族の介護を支援するサービス	40
・認知症高齢者支援サービス	40
・高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防	43
3 高齢者福祉サービス～介護保険以外のサービス～	44
・在宅生活を支援するサービス	44
・福祉施設サービス	50
・能代市高齢者福祉サービス一覧表	52

◎ 苦情相談・情報提供	54
-------------	----

悩み

疑問

介護や健康のこと

介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアプランを作りたい
- 要介護認定の申請を頼みたい
- 身体の機能に不安がある
- 今の健康を維持したい など

こんなとき



地域包括支

さまざまな相談ごと

総合相談

- 認知症かなと思ったら
- 近所のひとり暮らしの高齢者が心配
- 医療機関との関わりについて

など

地域包括支援センターでは、会福祉士、保健師が中心を行います。3職種はそいですが、専門分野の仕互いに連携をとりながら高齢者を支えます。



主任ケアマネジャー

相談ごと

一人で抱えこんでいませんか？

お役に立ちます！

権利を守る

権利擁護

- 悪質な訪問販売の被害にあった
- 財産管理に自信がなくなったときは？
- 虐待にあっている方がいる
- 虐待をしてしまう など

援センター

主任ケアマネジャー、社となつて、高齢者の支援れぞれ専門分野を持って事だけ行うのではなく、「チーム」として総合的に

暮らしやすい地域のために

包括的・継続的ケアマネジメント

- ケアマネジャーってどんな人？
- 地域での連携・助け合いについて

など



社会福祉士



保健師

能代市地域包括支援センター担当区域

お住まいの地域により担当するセンターが異なります。

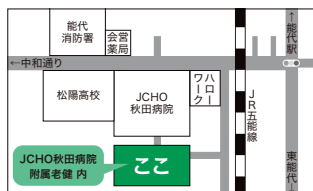
お住まいの地域のセンターへご相談ください

○本庁地域包括支援センター

委託先 独立行政法人 地域医療機能推進機構 秋田病院
住 所 能代市緑町5-47

電話 74-7156/080-6448-3804

ファクス 74-7157



〈担当地区〉上町、万町、日吉町、御指南町、富町、畠町、東町、大町、川反町、浜通町、清助町、大手町、盤若町、末広町、景林町、西通町、柳町、住吉町、栄町、通町、若松町、追分町、元町、南元町、明治町、中和一丁目、中和二丁目、緑町、出戸本町、花園町、青葉町、昭南町、松美町、萩の台、能代町字日和山下、能代町字中川原、能代町字赤沼、能代町字悪土、字砂留山、字鳥小屋、字後谷地、字出戸後、字彩霞長根、字豊祥岱、字藤山、字東大瀬、字西大瀬、字大瀬橋下、字養蚕、字養蚕脇、字西赤沼、字東赤沼、字上柳、字下内崎、字下悪戸、字中悪戸、字仁井田白山、字悪戸、字機織轄ノ目、字下関、字中関、字一本木、字宮ノ前、字中嶋、字上関

○北地域包括支援センター

委託先 社会福祉法人 しらかみ長寿会

住 所 能代市向能代字上野越1-3

電話 74-7730 ファクス 74-7733



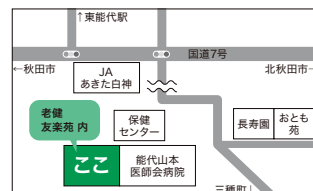
〈担当地区〉向能代、落合、須田、竹生、磐、比八田字十二ヶ村、真壁地、吹越、荷八田、朴瀬、坂形、比八田、外荒巻、その他の向能代所管区域、久喜沢、槐、常盤、外割田、天内、その他の常盤所管区域

○南地域包括支援センター

委託先 一般社団法人 能代市山本郡医師会

住 所 能代市榎山字新田沢105

電話 74-6700 ファクス 74-6701



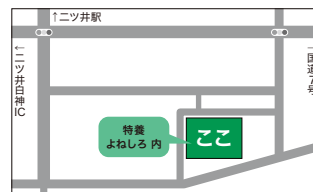
〈担当地区〉字鳳凰岱、字昇平岱、字芝童森、字不老岱、字臥竜山、字沼ノ上、字仙遊長根、字南陽崎、字寿域長根、字長崎、字田子向、字松長布、字十洲崎、字坊ヶ崎、字下野、字上古川布、字下瀬、字下柳、字中柳、字大内田、字袖又、字大塚、字高塚、字新山前、字戸川向、字塩干田、字塩干田前、字田屋、字柏子所、字古屋布、字九郎左工門笹台、字上谷地、字腹鞍ノ沢、鍼淵、扇田、田床内、榎山、中沢、大森、母体、字鶴形、その他の鶴形所管区域、河戸川、浅内

○二ツ井地域包括支援センター

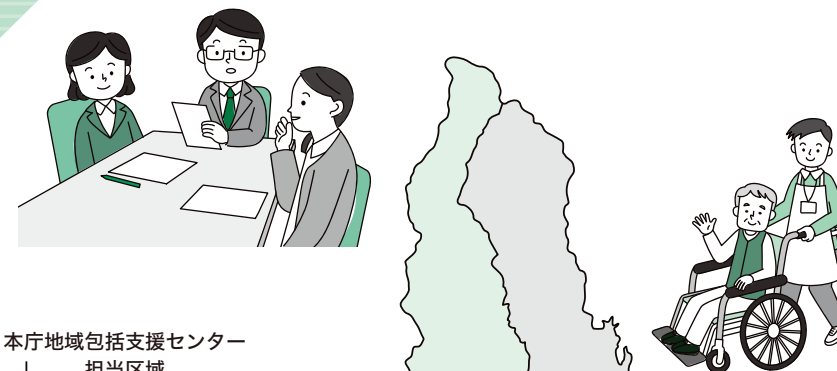
委託先 社会福祉法人 ニツ井ふくし会

住 所 能代市二ツ井町字下野家後145

電話 73-6662 ファクス 73-6665



〈担当地区〉二ツ井所管区域



本庁地域包括支援センター
担当区域

北地域包括支援センター
担当区域

二ツ井地域包括支援センター
担当区域

南地域包括支援センター
担当区域



※この担当区域は行政区分をもとに日常生活圏域として区分けしたものです。

介護予防・健康教室に参加しませんか？

地域包括支援センターでは、介護予防に関する情報の提供や講演会の開催、介護予防・健康教室の開催など、みなさんの介護予防のお手伝いをします。

いつまでも自分らしく自立して生活するために、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防のための 基本チェックリストに回答

お元気な方	介護予防が必要な方
住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、現在の心身の状態を維持し、活動的な毎日を過ごしましょう！ ～地域でできる！おすすめの活動～ ・地域活動、ボランティア活動 ・運動や趣味のグループ活動 ・公民館などの講座に参加する ・ご近所同士のあいさつ運動 ・おしゃべり会、がっこ茶っこ…など ★65歳以上であれば誰でも参加できる介護予防・健康教室があります。詳しくはお住まいの地域の地域包括支援センター（P4）へお問い合わせください。	地域包括支援センターの職員が、心身の状態に合わせて、自立した生活を送るためのアドバイスをしたり、介護予防・健康のためのサービスをご案内します。 ○訪問型サービス ○通所型サービス ○介護予防教室 - 運動器の機能向上 - 栄養改善 口腔ケア - うつ予防 閉じこもり予防 - 認知症予防 …など ○食の自立支援（配食サービス）…など

介護予防は高齢者の1人ひとりが
いきいきとした生活を
続けるための事業です!!



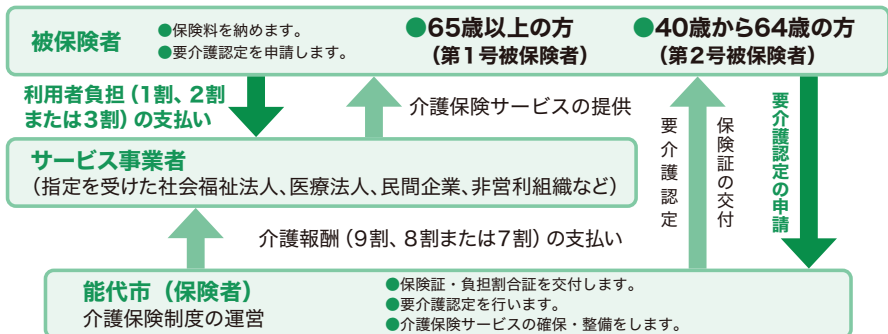
I 介護保険サービス

1 介護保険制度のしくみと加入

老後の安心をみんなで支える制度です

介護保険制度は、40歳以上の方が加入します。保険料を支払い、介護が必要になったときに、サービスを受ける社会保険方式です。

- 利用者が保健・医療・福祉にわたる介護保険サービスを選択できます。
- 制度の運営主体（保険者）は能代市です。



※介護保険サービスは、全国どこでも利用できます

40歳以上のみなさん(被保険者)

必要な介護保険サービスを選択し総合的に利用できます。

第1号被保険者 65歳以上の方



原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要になったとき認定を受け、介護保険サービスを利用できます。

第2号被保険者 40歳から64歳の方 (医療保険に加入している方)



加齢が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要になったとき認定を受け、介護保険サービスを利用できます。

下記の疾病は、診断基準がありますので、申請される前に疾病を診てくれる主治医にご相談ください。状態によっては、該当にならない場合もあります。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>特定疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る ●関節リウマチ
全身にわたる関節炎をきたすもの ●筋萎縮性側索硬化症
筋力低下をきたすもの ●後縦靭帯骨化症
後縦靭帯の骨化によるもの ●骨折を伴う骨粗鬆症 | <ul style="list-style-type: none"> ●初老期における認知症
認知症の診断基準を満たすもの ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病の診断基準を満たすもの ●脊髄小脳変性症
脊髄小脳変性症の診断基準を満たすもの ●脊柱管狭窄症
脊柱管狭窄症の診断基準を満たすもの ●早老症
早老症の診断基準を満たすもの ●多系統萎縮症
多系統萎縮症の診断基準を満たすもの | <ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症の診断基準を満たすもの ●脳血管疾患
脳血管疾患の診断基準を満たすもの ●閉塞性動脈硬化症
閉塞性動脈硬化症の診断基準を満たすもの ●慢性閉塞性肺疾患
慢性閉塞性肺疾患の診断基準を満たすもの ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症の診断基準を満たすもの |
|---|---|---|

保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険の被保険者であることを証明するもので、1人に1枚交付します。

- 第1号被保険者となる65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳から64歳の方（第2号被保険者）は要介護認定された方に交付します。
- 要介護認定の申請やサービスの利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険で認定を受けた方や基本チェックリストを受けて事業対象者となった方には、1人に1枚、介護保険負担割合証を交付します。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

- 前年の所得により負担割合を決定し、毎年7月に交付します。
※新たに要介護（要支援）認定を受けた方には随時交付します
- 適用期間は8月1日～翌年7月31日までです。
※新たに要介護（要支援）認定を受けた方の適用期間は、申請日からとなります
- サービスの利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

2 介護保険料

保険料は40歳以上の方が納めます

保険料は、万一介護が必要になったとき、みんなで介護を支えるために、原則として40歳以上の全員が納めることになっています。

第1号被保険者 65歳以上の方の保険料

- 決** ●保険料の必要額は、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の3か年における事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合と被保険者数により算出しています。
- め** ●保険料の額は、市民税の課税状況や所得に応じて決定します。
- 方** ●令和6年度から令和8年度の介護保険料の基準額は年間81,600円としました。（基準額は3年ごとに見直します）

保険料はいくらになるの？

段 階	市 民 税	対 象 者	保 険 料
第1段階 基準額×0.285 (基準額×0.455)	非課税 世帯	・本人の前年の公的年金等収入額＋（合計所得金額－公的年金等に係る雑所得の金額）が82.65万円以下の方 ・生活保護受給者	23,250円 (37,120円)
第2段階 基準額×0.485 (基準額×0.685)	非課税 世帯	本人の前年の公的年金等収入額＋（合計所得金額－公的年金等に係る雑所得の金額）が120万円以下の方	39,570円 (55,890円)
第3段階 基準額×0.685 (基準額×0.690)	非課税 世帯	第1・2段階に該当しない方	55,890円 (56,300円)
第4段階 基準額×0.80	課税 世帯	本人が市民税非課税（世帯に課税者有）かつ、本人の前年の公的年金等収入額＋（合計所得金額－公的年金等に係る雑所得の金額）が82.65万円以下の方	65,300円
第5段階 基準額	課税 世帯	本人が市民税非課税（世帯に課税者有）かつ、第4段階に該当しない方	81,600円
第6段階 基準額×1.10	本人 課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	89,800円
第7段階 基準額×1.12	本人 課税	前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	91,400円
第8段階 基準額×1.25	本人 課税	前年の合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	102,000円
第9段階 基準額×1.30	本人 課税	前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方	106,100円
第10段階 基準額×1.50	本人 課税	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	122,400円
第11段階 基準額×1.70	本人 課税	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	138,700円
第12段階 基準額×1.90	本人 課税	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	155,100円
第13段階 基準額×2.10	本人 課税	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	171,400円
第14段階 基準額×2.30	本人 課税	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	187,700円
第15段階 基準額×2.40	本人 課税	前年の合計所得金額が720万円以上の方	195,900円

※第1段階から第3段階における（ ）内は、軽減前の乗率・保険料です
 ※保険料の算定に用いる「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります
 ※給与収入がある被保険者本人またはご家族の方で、令和7年度税制改正により非課税となる方は、市民税課税者とみなす場合があります

納め方

特別徴収（年金から納めます）

年金が年額18万円以上の方

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		◎		◎		◎	
	仮徴収						本徴収					
	原則、前年度の実績をもとに納付。 （前年度2月の保険料と同額）						前年の所得などをもとに年間保険料を算出し、仮徴収分を除いた額を3回に分けて納付。					

年金が年額18万円以上でも次の方は特別徴収されません。



- 年度の途中で65歳になられる方、転入された方。
- 年金から天引きになる「特別徴収」の方でも一時的に「普通徴収」になることがあります。
 - ・保険料が増額になった⇒増額分を納付書または口座振替で納めます。
 - ・年金が一時差し止めになった⇒特別徴収の対象者になるまで納付書または口座振替で納めます。

普通徴収（納付書または口座振替で納めます）

年金が年額18万円未満の方、年度の途中で65歳になられる方、転入された方

送付される納付書や口座振替により介護保険料を納めます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				◎ (第1期)	◎ (第2期)	◎ (第3期)	◎ (第4期)	◎ (第5期)	◎ (第6期)	◎ (第7期)	◎ (第8期)	◎ (第9期)
	本徴収											
	前年の所得などをもとに年間保険料を算出し、9回に分けて納付。											

口座振替が便利です

保険料の納付には、手間がかからず便利で安心な口座振替をおすすめします。

申 込 窓 口 預金口座のある市内の銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行または市役所窓口

必要なもの 預金通帳・通帳の印鑑・介護保険料の納入通知書または介護保険被保険者証

※市役所窓口では、キャッシュカードによる手続きもできます（一部の金融機関を除く）



納付が困難な場合は、ご相談ください。

このようなとき、介護保険料や
利用料が減免される場合があります。

第1号被保険者（65歳以上）またはその属する世帯の生計を主として維持する方

◎震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産に著しい損害を受け、保険料の納付や利用料の負担が困難と認められるとき。

第1号被保険者（65歳以上）の属する世帯の生計を主として維持する方

◎死亡、長期の入院、事業又は業務の休廃止、失業など、干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁などにより著しく収入が減少し、保険料の納付や利用料の負担が困難と認められるとき。

◎その他の特別の事情により保険料の納付が困難と認められるとき。

！ 介護保険料を長期間滞納すると？

介護保険では、原則としてかかった費用の1割～3割負担でサービスを利用できますが、保険料を長期間滞納すると支払い方法が変わります。



1年以上滞納した場合

サービス利用時の支払い方法の変更
(償還払いへの変更)

サービスにかかった費用の全額（10割）をいったんお支払いいただきます。申請すると後で9割、8割または7割が戻ります。

1年半以上滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

介護保険で給付されるサービスにかかった費用の9割、8割または7割が申請しても支給されなくなったり（一時差し止め）、滞納している保険料に充てます。

2年以上滞納した場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費の支給停止

利用者負担が1割、2割の方は3割、利用者負担額が3割の方は4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

介護サービスを安心して利用していくために、
納期限までに納めましょう。

第2号被保険者 40歳から64歳の方の保険料

★保険料の計算の方法や額は加入している医療保険によって異なります。

国民健康保険に加入している方



決め方

- 所得に応じて、世帯ごとに決まります。

納め方

- 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、一つの国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入している方



決め方

- 加入している医療保険の算定方法によって決まります。（本人1/2、事業主1/2の割合で負担します）

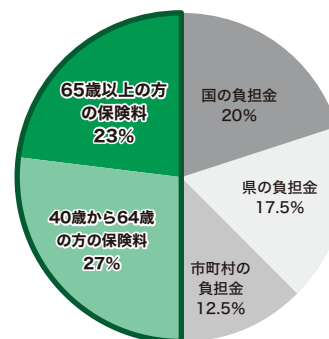
納め方

- 医療保険分として介護保険分を合わせて、一つの健康保険料として、給料から差し引かれます。

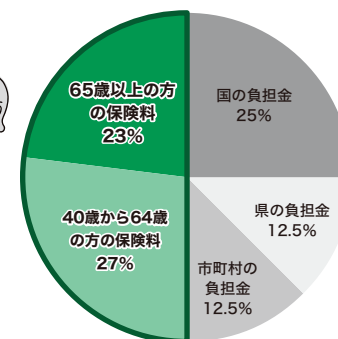
※40～64歳までの扶養されている方は個別に保険料を納める必要はありません。（加入する健康保険の勤めている方全員で被扶養者の分も負担します）

！ 保険料は介護保険を支える大切な財源です

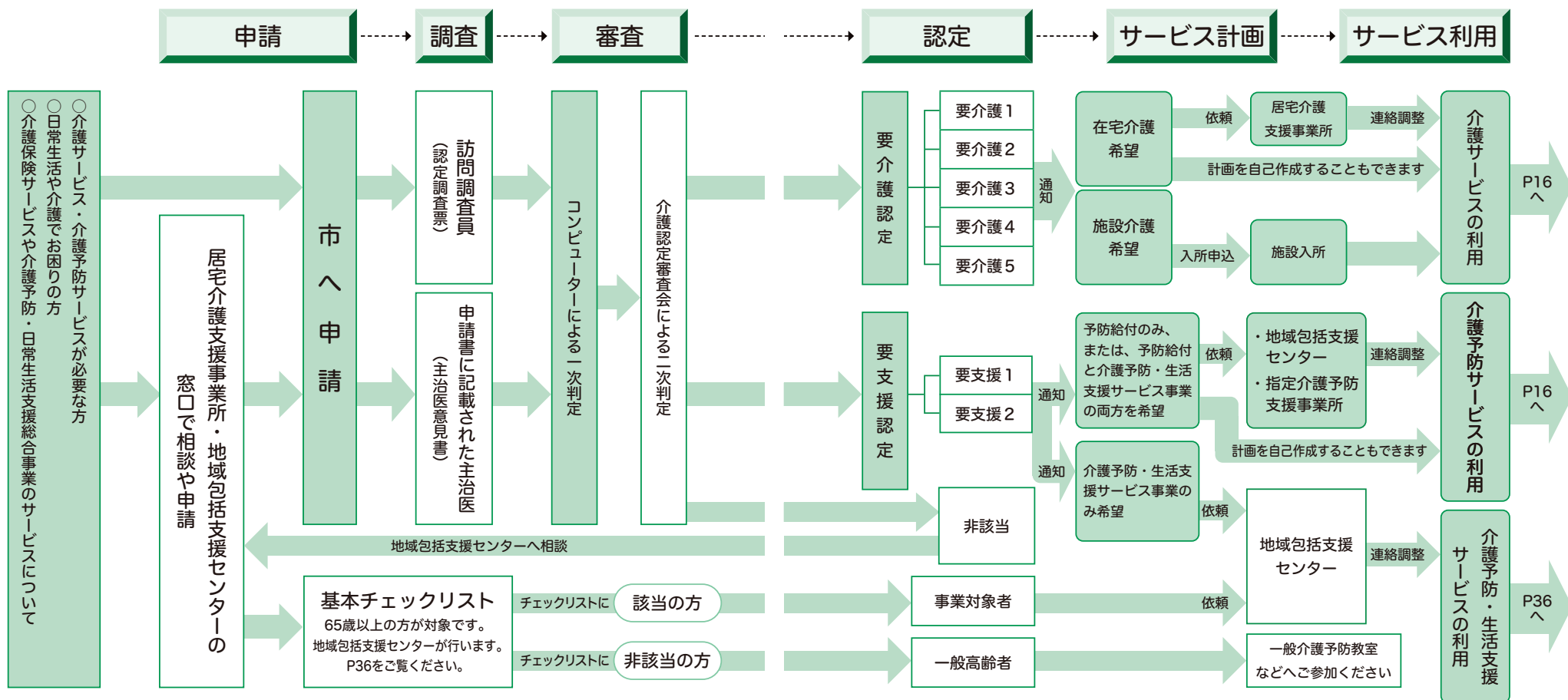
施設サービス



在宅サービスなど



3 申請からサービス利用まで



申請について

■必要書類

- ①要介護・要支援認定申請書
- ②マイナンバーが確認できるもの
- ③申請に来られた方の身分証明書
- ④65歳以上の方は介護保険被保険者証
65歳未満の方は医療保険の資格確認ができる書類 (資格情報のお知らせや資格確認書など)

■申請手続き

申請は本人または家族が行います。本人または家族が申請できない場合は、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターにご相談ください。

- 申請書に主治医の氏名を記入する欄があります。
- 事前に主治医へ申請についてご相談ください。

要介護認定について

- 認定は、原則として申請日から30日以内に行います。ただし、特別の理由がある場合は、延長することがあります。
- 認定の結果は、申請日にさかのぼって有効となりますので、申請日からサービスを利用することができます。

- 認定の有効期間は、新規・区分変更申請は原則として6か月、更新申請は12か月です。
(認定審査会の意見に基づき、新規・区分変更申請は3か月～12か月、更新申請は3か月～48か月とする場合があります。)
- 認定結果に不服がある場合は、3か月以内に秋田県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

利用できるサービス一覧

要介護・要支援の認定を受けた方は、以下のサービスが利用できます。

	サービス名	要介護1～5	要支援1、要支援2
在宅サービスなど	訪問介護（ホームヘルプ）	○	
	訪問入浴介護	○	○
	訪問看護	○	○
	訪問リハビリテーション	○	○
	居宅療養管理指導	○	○
	通所介護（デイサービス）	○	
	通所リハビリテーション（デイケア）	○	○
	短期入所生活介護（ショートステイ）	○	○
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	○	○
	特定施設入居者生活介護	○	○
	福祉用具貸与	○	○
	特定福祉用具販売	○	○
	住宅改修費	○	○
地域密着型サービス	地域密着型通所介護（デイサービス）	○	
	認知症対応型通所介護（デイサービス）	○	○
	小規模多機能型居宅介護	○	○
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	○	△※1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	
	地域密着型特定施設入居者生活介護※3	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	夜間対応型訪問介護※3	○	
	看護小規模多機能型居宅介護※3	○	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	○※2	
	介護老人保健施設	○	
	介護医療院	○	

※1 認知症対応型共同生活介護については、要支援2以上かつ認知症の方が対象となります

※2 介護老人福祉施設は、要介護3以上の方が対象となります

（要介護1、要介護2の方でも特例入所制度の条件に該当する場合は、入所が可能です）

※3 現在、能代市内ではサービスを提供する事業所はありません

サービスの相談窓口 居宅介護支援事業所

利用者の相談によって、その希望や心身の状況に適した在宅サービスまたは施設サービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行います。この業務を行うのがケアマネジャー（介護支援専門員）です。

- 要支援1、要支援2と認定された方は、上記に該当するサービスと介護予防・生活支援サービス事業を併せて利用できます。→P38参照（訪問型サービス・通所型サービスの欄）
- 事業対象者が利用できるサービスはP38以降の介護予防・生活支援サービス事業となります。

4 在宅サービスなど

◎サービス費用のめやすは、基本報酬のみを掲載しております

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションは、令和6年6月施行の報酬改定後の料金です

訪問介護（ホームヘルプ）

※要支援1、要支援2、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを利用できます →P38参照



要介護 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

サービス費用のめやす（1回につき）

●身体介護（20分以上30分未満）
2,440円 1割負担の場合 244円
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

●生活援助（20分以上45分未満）
1,790円 1割負担の場合 179円
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

●通院のための乗車または降車の介助
970円 1割負担の場合 97円
※移送にかかる費用は自己負担になります

訪問入浴介護

要支援 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

サービス費用のめやす（1回につき）
8,560円 1割負担の場合 856円

要介護 訪問入浴介護

介護士と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

サービス費用のめやす（1回につき）
12,660円 1割負担の場合 1,266円

訪問看護

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

サービス費用のめやす（1回につき）

●訪問看護ステーションから（30分未満）
4,510円 **1割負担の場合 451円**
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

●病院または診療所から（30分未満）
3,820円 **1割負担の場合 382円**
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

要介護 訪問看護

サービス費用のめやす（1回につき）

●訪問看護ステーションから（30分未満）
4,710円 **1割負担の場合 471円**
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

●病院または診療所から（30分未満）
3,990円 **1割負担の場合 399円**
※早朝・夜間・深夜などの加算がかかります

訪問リハビリテーション

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅生活での生活行為の向上（心身の機能の維持・回復、日常生活の自立）のための訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

サービス費用のめやす（1回につき）

●20分以上リハビリテーションを行った場合
2,980円 **1割負担の場合 298円**

サービス費用のめやす（1回につき）

●20分以上リハビリテーションを行った場合
3,080円 **1割負担の場合 308円**

居宅療養管理指導

同一建物【養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅】居住者以外の利用者に対して行う場合

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

サービス費用のめやす（1か月につき）

●医師による指導
5,150円（1か月に2回まで）
1割負担の場合 515円

要介護 居宅療養管理指導

サービス費用のめやす（1か月につき）

●医師による指導
5,150円（1か月に2回まで）
1割負担の場合 515円

通所介護（デイサービス）

要介護 通所介護

定員19人以上の通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を、日帰りでを行います。

サービス費用のめやす（1日につき）

通常規模の事業所の場合

（7時間以上8時間未満）※送迎を含む

●要介護1～5 6,580円～11,480円

1割負担の場合

要介護1……………658円
2……………777円
3……………900円
4……………1,023円
5……………1,148円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります

※要支援1、要支援2、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを利用できます →P38参照



通所リハビリテーション（デイケア）

要支援 介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的服务を提供します。

サービス費用のめやす（1か月につき）

（共通的服务）※送迎、入浴を含む

●要支援1 1か月につき 22,680円
1割負担の場合 2,268円

●要支援2 1か月につき 42,280円
1割負担の場合 4,228円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります

要介護 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリテーションを、日帰りでを行います。

サービス費用のめやす（1日につき）

通常規模の事業所の場合

（7時間以上8時間未満）※送迎を含む

●要介護1～5 7,620円～13,790円

1割負担の場合

要介護1……………762円
2……………903円
3……………1,046円
4……………1,215円
5……………1,379円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります



短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援 介護予防短期入所生活介護

ショートステイ事業所などに短期間宿泊し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。原則、長期宿泊することは、認められていません。

サービス費用のめやす（1日につき）

単独型・ユニット型個室の場合

●要支援1 5,610円

1割負担の場合 561円

●要支援2 6,810円

1割負担の場合 681円

※別途居住費、食費などがかかります

→P33参照

要介護 短期入所生活介護

サービス費用のめやす（1日につき）

単独型・ユニット型個室の場合

●要介護1～5 7,460円～10,280円

1割負担の場合

要介護1 746円

2 815円

3 891円

4 959円

5 1,028円

※別途居住費、食費などがかかります →P33参照

※利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える場合には届け出が必要です

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要支援 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間宿泊し、日常生活上の支援や機能訓練など必要な医療を行います。

サービス費用のめやす（1日につき）

介護老人保健施設（多床室）の場合

●要支援1 6,130円

1割負担の場合 613円

●要支援2 7,740円

1割負担の場合 774円

※別途居住費、食費などがかかります

→P33参照

要介護 短期入所療養介護

サービス費用のめやす（1日につき）

介護老人保健施設（多床室）の場合

●要介護1～5 8,300円～10,520円

1割負担の場合

要介護1 830円

2 880円

3 944円

4 997円

5 1,052円

※別途居住費、食費などがかかります →P33参照



特定施設入居者生活介護

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

サービス費用のめやす（1日につき）

●要支援1 1,830円

1割負担の場合 183円

●要支援2 3,130円

1割負担の場合 313円

要介護 特定施設入居者生活介護

サービス費用のめやす（1日につき）

●要介護1～5 5,420円～8,130円

1割負担の場合

要介護1 542円

2 609円

3 679円

4 744円

5 813円

福祉用具貸与

居家で生活する方が、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう福祉用具を貸与します。

要支援 介護予防福祉用具貸与

貸与の対象…⑩⑪⑫⑬

要介護 福祉用具貸与

貸与の対象…①～⑬

対象となる福祉用具

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 車いす | ⑧ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ② 車いす付属品 | ⑨ 自動排泄処理装置 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 手すり（工事不要のもの） |
| ④ 特殊寝台付属品 | ⑪ スロープ（工事不要のもの） |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 歩行器 |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 歩行補助つえ |
| ⑦ 認知症老人徘徊感知機器 | |

- ①～⑧は一定の例外となる場合を除き、要支援1、要支援2、要介護1の方は利用できません。
- ⑨のうち便を吸引する機能がある装置は、一定の例外となる場合を除き、要支援1、要支援2、要介護1～3の方は利用できません。
- 貸与後、使用しない場合や入院、施設入所となった場合は返却していただきます。

《利用者負担のめやす》

貸与費用の1～3割

※貸与費用は、用具の種類や商品によって異なります
 ※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています

特定福祉用具販売

要 支 援 特定介護予防福祉用具販売

要 介 護 特定福祉用具販売

在宅で日常生活の自立を助けるために、入浴や排せつに使用する特定（介護予防）福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、同一年度につき購入費10万円を上限に、購入費の7～9割を支給します。

対象となる福祉用具

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①腰掛便座 | ⑤自動排泄処理装置の交換可能部品 |
| ②簡易浴槽 | ⑥固定用スロープ |
| ③移動用リフトのつり具 | ⑦歩行器（歩行車を除く） |
| ④入浴補助用具 | ⑧単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖 |

- 原則として同じ種類のものは重複して購入できません
- ⑥～⑧は、貸与または購入を選択できます

《利用者負担のめやす》

購入費用の1～3割

※利用者負担の割合は領収書記載日時点の利用者負担割合を適用します
利用者負担割合は、介護保険負担割合証で確認してください



《申請手順》

償還払い

- 事前に市役所へ申請【必須】
- 市役所の承認後に用具を購入
- いったん全額を事業者を支払う
- 申請書と領収書を市役所へ提出
- 後日7～9割を支給します

受領委任払い（受領委任払い登録事業者のみ）

- 事前に市役所へ申請【必須】
- 市役所の承認後に用具を購入
- 事業者へ購入費の1～3割を支払う
- 申請書と領収書を市役所へ提出
- 後日、事業者に7～9割を支払います

◎能代市では、利用者が負担する額（1～3割）を事業者を支払って、福祉用具を購入できる受領委任払いの制度があります。

住宅改修費

要 支 援・要 介 護 住宅改修費

要支援・要介護認定を受けた方が、在宅で自立した生活を送るために住宅改修を行う場合、20万円までの改修費を上限に、支払った金額の7～9割を支給します。

※介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅が対象です

対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - 手すりの取付けに伴う壁の下地の補強
 - 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
 - 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
 - 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
 - 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）便器の取替えに伴う床材の変更



《申請手順》

償還払い

- 事前に市役所へ申請【必須】
- 市役所の承認後に工事を施工
- いったん全額を施工業者に支払う
- 申請書と領収書を市役所へ提出
- 後日7～9割を支給します

受領委任払い（受領委任払い登録事業者のみ）

- 事前に市役所へ申請【必須】
- 市役所の承認後に工事を施工
- 施工業者へ住宅改修費の1～3割を支払う
- 申請書と領収書、施工写真等を市役所へ提出
- 後日、施工業者に7～9割を支給します

◎能代市では、利用者が負担する額（1～3割）を施工業者に支払って、住宅改修工事を行える受領委任払いの制度があります。

- 住宅改修費の支給限度額は同一の住宅で20万円（払い戻し限度額18万円、16万円または14万円）です。
- 新築や、新たに居室を設けるなどの増築の場合は住宅改修費の支給対象となりません。
- 工事着工後に入院などとなった場合は在宅中（入院する前まで）に行われた改修分が対象となります。
- 退院（退所）の予定で改修する場合、「償還払い」となります。予定どおり退院（退所）とならなかった場合は、支給対象となりません。
- 事前の承認がない住宅改修は支給対象となりません。
- 介護保険の対象となる改修が、20万円を超える場合、要支援以上の認定を受けた方で市民税非課税の方は助成が受けられる場合がありますのでP45をご覧ください。
- 利用者負担の割合は領収書記載日時点の負担割合を適用します。

5 地域密着型サービス

◎サービス費用のめやすは、基本報酬のみを掲載しております
※地域密着型サービスは、原則として他市区町村のサービスは利用できません

地域密着型通所介護（デイサービス）

※要支援1、要支援2、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを利用できます →P38参照



要介護 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護事業所で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

サービス費用のめやす（1日につき）

単独型指定の事業所を利用する場合

（7時間以上8時間未満）※送迎を含む

●要介護1～5 7,530円～13,120円

1割負担の場合

要介護1 753円
2 890円
3 1,032円
4 1,172円
5 1,312円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります

認知症対応型通所介護（デイサービス）

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

サービス費用のめやす（1日につき）

単独型指定の事業所を利用する場合

（7時間以上8時間未満）※送迎を含む

●要支援1 8,610円

1割負担の場合 861円

●要支援2 9,610円

1割負担の場合 961円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります

要介護 認知症対応型通所介護

サービス費用のめやす（1日につき）

単独型指定の事業所を利用する場合

（7時間以上8時間未満）※送迎を含む

●要介護1～5 9,940円～14,270円

1割負担の場合

要介護1 994円
2 1,102円
3 1,210円
4 1,319円
5 1,427円

※各種加算、食費、日常生活費がかかります

小規模多機能型居宅介護

同一建物【養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅】居住者以外の登録者が利用した場合

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問介護のサービスや宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスです。

サービス費用のめやす（1か月につき）

●要支援1 34,500円

1割負担の場合 3,450円

●要支援2 69,720円

1割負担の場合 6,972円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります

要介護 小規模多機能型居宅介護

サービス費用のめやす（1か月につき）

●要介護1～5 104,580円～272,090円

1割負担の場合

要介護1 10,458円
2 15,370円
3 22,359円
4 24,677円
5 27,209円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります

このサービスを利用している間は以下のサービスは併用できません

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活する住居で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

注）要支援1の方は利用できません

サービス費用のめやす（1日につき）

1ユニットの場合

●要支援2 7,610円

1割負担の場合 761円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります

※ユニット数により負担額が異なります

要介護 認知症対応型共同生活介護

サービス費用のめやす（1日につき）

1ユニットの場合

●要介護1～5 7,650円～8,590円

1割負担の場合

要介護1 765円
2 801円
3 824円
4 841円
5 859円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります
※ユニット数により負担額が異なります

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方（原則要介護3以上）が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

ただし、要介護1、要介護2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。→P30参照

注）要支援1、要支援2の方は利用できません



サービス費用のめやす（1日につき）

ユニット型個室の場合

●要介護1～5 6,820円～9,710円

1割負担の場合

要介護1	682円
2	753円
3	828円
4	901円
5	971円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用特定施設に入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。

注）要支援1、要支援2の方は利用できません



サービス費用のめやす（1日につき）

●要介護1～5 5,460円～8,200円

1割負担の場合

要介護1	546円
2	614円
3	685円
4	750円
5	820円

※各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります

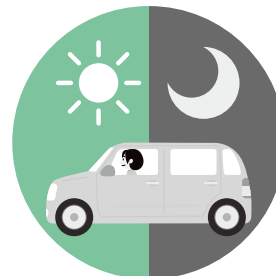
※現在、能代市内ではサービスを提供する事業者はありません

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間いつでも受けられます。

注）要支援1、要支援2の方は利用できません



サービス費用のめやす（1か月につき）

訪問看護サービスを行わない場合

●要介護1～5 54,460円～246,920円

1割負担の場合

要介護1	5,446円
2	9,720円
3	16,140円
4	20,417円
5	24,692円

訪問看護サービスを行う場合

●要介護1～5 79,460円～282,980円

1割負担の場合

要介護1	7,946円
2	12,413円
3	18,948円
4	23,358円
5	28,298円

夜間対応型訪問介護

要介護 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

注）要支援1、要支援2の方は利用できません



サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

1割負担の場合

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス（Ⅰ）	567円/回
随時訪問サービス（Ⅱ）	764円/回

※現在、能代市内ではサービスを提供する事業者はありません

看護小規模多機能型居宅介護

同一建物【養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅】居住者以外の登録者が利用した場合

要介護

複合型サービス

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通い・宿泊・訪問看護で医療・看護のケアや介護を受けられます。

※要支援1、要支援2の方は利用できません

サービス費用のめやす（1か月につき）

●要介護1～5 124,470円～314,080円

1割負担の場合

要介護1	12,447円
2	17,415円
3	24,481円
4	27,766円
5	31,408円

※現在、能代市内ではサービスを提供する事業者はありません



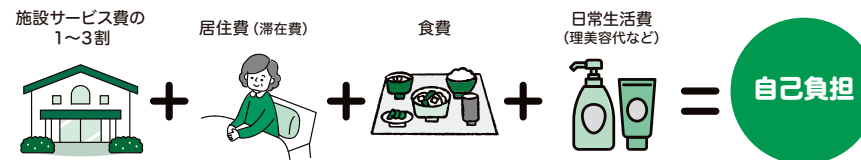
6 施設サービス

注）施設サービスは、要支援1、要支援2の方は利用できません。

入所については、ケアマネジャーまたは各施設へ直接お問い合わせください。能代市以外の施設も利用できます。

※各施設に記載されている施設サービス費以外に、居住費、食費、日常生活費が別途かかります

※収入の少ない方には食費や居住費が軽減される制度があります → P33 参照



【居室タイプについて】

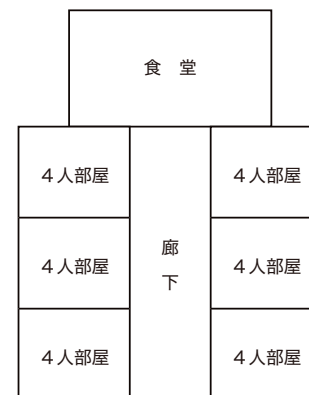
居室タイプは、従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室の4つがあり、タイプによって施設サービス費が異なります。

- 従来型個室……………1室を1名で利用するタイプ
- 多床室……………複数人で1室を利用するタイプ
- ユニット型個室……………1名1室のうえ、共用スペースが設置されているタイプ
- ユニット型個室的多床室……………ユニット型個室のように個室同士が仕切りで分かれているが、壁になっていないタイプ

多床室とユニット型個室のイメージ

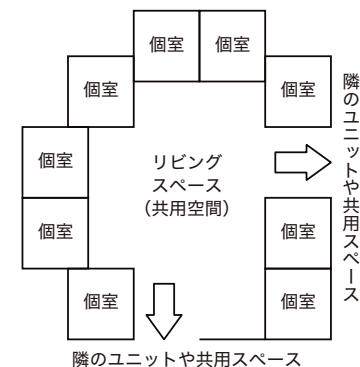
多床室

※4人部屋の場合



ユニット型個室

※入居者1人ひとりの個性や生活リズムを尊重
※リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
※なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方（原則要介護3以上）が対象の施設です。介護や日常生活上の世話をします。

■ 1 割負担の場合のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

特列入所制度について

要介護1、要介護2の方でも以下の①～④の要件に該当する場合は、特例的に入所が認められます。

- ① 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ② 知的障がい・精神障がいなどを伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われるなどにより、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。

介護老人保健施設

症状が安定している人が、家庭に戻れるように、医学的な管理のもと介護や看護、リハビリが行われます。

■ 1 割負担の場合のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	39,540円

介護医療院

医療と日常生活上の介護を一体的に提供する、長期の療養を必要とする人のための施設です。

■ 1 割負担の場合のめやす（30日の場合）

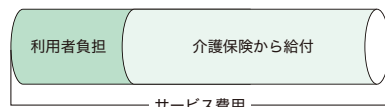
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円



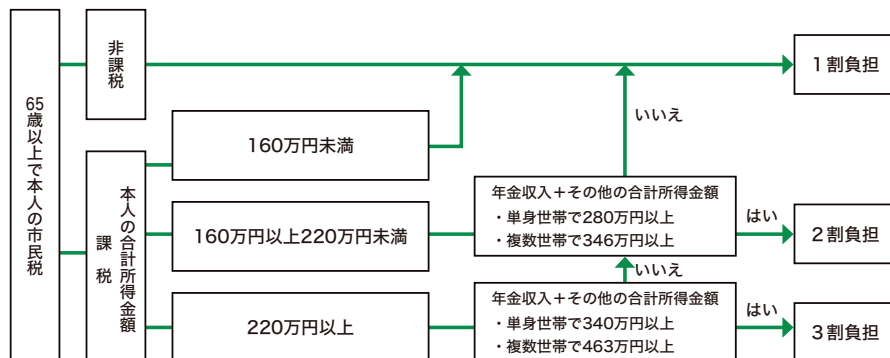
7 利用者負担と利用限度額

介護サービスの利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。



○利用者負担割合の判定方法



※40～64歳の方は、課税状況や所得にかかわらず1割負担です

介護サービスの支給限度額

介護保険サービスは、サービス費用の1～3割を支払うことで利用できますが、居宅サービスを利用する場合は要介護状態区分ごとに1か月で利用できる金額に支給限度額が決められています。支給限度額を超えてサービスを利用した分は、全額自己負担となります。

○1か月の支給限度額

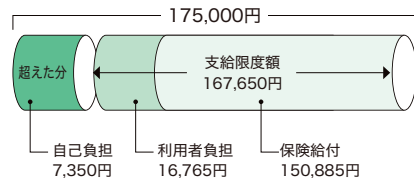
要介護状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

ご注意ください！

限度額を超えてサービスを利用した場合は？

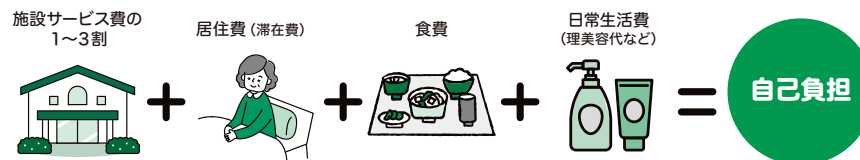
例) 要介護1で1割負担の方が、175,000円分利用した場合

上限を超えて利用した場合



施設サービスを利用した場合などの負担額

短期入所生活介護・短期入所療養介護または、施設サービスを利用した場合、施設サービス費の利用者負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



■居住費（滞在費）と食費の基準費用額【日額】

利用者負担額 (標準的な費用額)	居住費（滞在費）						※4 食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室		
			※1 特 養	※2 老 健	※1 特 養	※2 老 健	
令和8年7月まで	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円
令和8年8月から	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	※3 697円	1,545円

※1 介護老人福祉施設、短期入所生活介護

※2 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

※3 室料について徴収しない場合は437円です

※4 食費については令和8年8月から1日あたり100円引き上げられます

■所得の低い方は居住費（滞在費）と食費の負担額が軽減されます【日額】

市に申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受け、事業者に提示することで負担が軽減されます。

上段：令和8年7月まで 下段：令和8年8月から

利用者負担段階		居住費(滞在費)						食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室		ショート	ショート以外
				特養※3	特養以外※4	特養※3	特養以外※4		
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金を受給している。世帯全員※1が住民税非課税の方	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円	300円
第2段階	・世帯全員※1が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が年間で82.65万円※2以下の方	880円	550円	480円	550円	430円	430円	600円	390円
第3段階①	・世帯全員※1が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が年間で82.65万円※2超120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,000円 1,030円	650円 680円
第3段階②	・世帯全員※1が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が年間で120万円超の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,300円	1,360円
		1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円※5	1,360円	1,420円

*施設の設定した食費・部屋代が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります

*限度額を超えた分は、特定入所介護サービス費として介護保険から施設に支払われます

※1 世帯分離している配偶者も含みます

※2 令和8年7月までは、80万9千円です

※3 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

※4 介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護

※5 室料を徴収しない場合は430円です

利用者負担が高額になったとき

高額介護サービス費

利用者が同じ月内に受けた利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の限度額を超えた場合、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給します。また、市民税非課税世帯の方は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

◆利用者負担の限度額（月額）

区 分	限 度 額
課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）	世帯 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上 約1,160万円未満）	世帯 93,000円
住民税課税世帯で、課税所得380万円未満（年収約770万円未満）	世帯 44,400円
世帯全員が住民税非課税	世帯 24,600円
前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下の方等	個人 15,000円
生活保護受給者 限度額を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円 個人

Ⅱ 高齢者福祉サービス

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、限度額を超えた分を支給する高額医療・高額介護合算制度があります。

◆高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額【年額（8月1日～翌年7月31日）】

●70歳未満を含む世帯

所得要件	基準額
基礎控除後の所得901万円超	212万円
基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	141万円
基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	67万円
基礎控除後の所得210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

※収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合に加え、基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も含む

●70歳以上の世帯

所得要件	基準額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満※	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税（所得が一定以下）	19万円

○高額介護サービス費用及び高額医療合算介護サービス費の支給には手続きが必要となります。

なお、高額介護サービス費用、または国民健康保険及び後期高齢者医療に加入の方で、高額医療合算介護サービス費の支給に該当することが見込まれる方にはそれぞれご案内を送付しております。

また、自己負担額証明書（介護保険サービスにかかる自己負担額証明書）が必要になる場合は、次のとおりです。

- ・支給対象期間中（8月1日～翌年7月31日）に能代市から他の市町村に転出した場合
- ・会社などの医療保険に加入している場合

介護予防・日常生活支援総合事業 サービスの利用のしかた

介護予防、日常生活支援総合事業を利用できる方

◎要支援1、要支援2の方で訪問介護、通所介護の利用が必要な方

◎基本チェックリストの結果、一定基準に該当した方

※基本チェックリストの結果が「事業対象者」と該当になった方は介護認定の手続きをしなくてもサービスが利用できます

※40歳～64歳の方は、要介護（要支援）認定が必要です

要支援1、要支援2の認定を受けている方

1 65歳以上の方は 基本チェックリストに 回答します

65歳以上の方を対象に、体の調子や日常生活に必要な動作などの機能が低下していないかを調べます。

65歳以上



本人が窓口に来られない時は地域包括支援センターが訪問します。

2 「事業対象者」、「一般高齢者」が決定します

生活機能の低下がみられた方を「事業対象者」、該当しなかった方を「一般高齢者」と決定します。



該当した方

該当しない方

3 事業対象者

将来、介護や支援が必要となる可能性が高い方です。
市が行う介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。



3 一般高齢者

介護や支援の必要がなく、自立した生活が送れる方も、市が行う一般高齢者向けの事業や高齢者福祉サービスなどを利用できます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」とは

地域全体で高齢者を支え、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般高齢者向け事業」の2つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 高齢者通いの場補助（通所B）
- 通所型短期集中介護予防教室（通所C）
- 運動器機能向上教室（通所C）
- 食の自立支援（配食サービス）

住民主体のサービスを利用できる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

一般高齢者向け

- 老人クラブ
- 保坂福祉学園や松寿大学などの生涯学習
- 一般介護予防教室
- 地域の健康教室、健康相談
- 福祉施設の利用
 - ・高齢者友愛センター
 - ・保坂福祉会館（松寿園）
 - ・高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）
 - ・荷上場老人憩の家
 - ・高齢者交流センター（おとも苑）

65歳以上のすべての方が利用できます。

生活機能評価は、基本チェックリストにより、生活機能チェックを行います。

生活機能評価の基本チェックリストは、インターネットで「健康長寿ネット」の「介護予防のための生活機能チェック」でもご覧になれます。

<https://www.tyoju.or.jp/net/>



基本チェックリスト（例）

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ

2 高齢者福祉サービス ～介護保険の地域支援事業サービス～

※「高齢者」とは特に断りがない限り「65歳以上」の方をさします

サービスの相談窓口

地域包括支援センター

事業所名	住 所	電話番号	窓口（曜日・時間）
本庁地域包括支援センター	〒016-0851 能代市緑町5-47 JCHO秋田病院附属介護老人保健施設内	74-7156 080-6448-3804	曜日 月～土 時間 午前8時30分～ 午後5時15分
北地域包括支援センター	〒016-0013 能代市向能代字上野越1-3 小規模特別養護老人ホームしののめ内	74-7730	曜日 月～土 時間 午前8時30分～ 午後5時30分
南地域包括支援センター	〒016-0151 能代市檜山字新田沢105 介護老人保健施設友楽苑内	74-6700	曜日 月～土 時間 午前8時30分～ 午後5時15分
二ツ井地域包括支援センター	〒018-3152 能代市二ツ井町字下野家後145 特別養護老人ホームよねしろ内	73-6662	曜日 月～土 時間 午前8時30分～ 午後5時30分

事業対象者向けサービス

事業対象者が要介護、要支援状態にならないようにすることを目的とした介護予防・生活支援サービス事業を行います。

訪問型サービス

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

●要支援1、要支援2及び事業対象者

1割負担の場合▶ 1週間に1回利用程度で1か月…1,176円
1週間に2回利用程度で1か月…2,349円

※各種加算がかかります

●要支援2及び事業対象者

1割負担の場合▶ 1週間に3回利用程度で1か月…3,727円

※各種加算がかかります

通所型サービス

日常生活上の支援などの共通のサービスと、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

●要支援1及び事業対象者

1割負担の場合▶ 1週間に1回利用程度で1か月…1,798円

※食費、日常生活費、各種加算がかかります

●要支援2及び事業対象者

1割負担の場合▶ 1週間に2回利用程度で1か月…3,621円

※食費、日常生活費、各種加算がかかります

高齢者の通いの場補助（通所B）

概 要

高齢者等の閉じこもり予防や交流の促進、生きがいづくりのため、通いの場を提供する団体へ補助金を交付します。

■対象となる活動内容

- ・体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり。
- ・定期的な交流会、サロンなどの開催。

■その他の要件等

- ・営利を目的とした団体ではないこと。
- ・市から他の同種の補助金の交付を受けていないこと。
- ・団体の主たる目的が、政治活動または宗教活動を行うものではないこと。
- ・「構成員がおおむね5名以上の団体」で、かつ「要支援認定者及び総合事業対象者の人数が全体の5割以上を占める団体」であること。
- ・1回の開催にあたりおおむね2時間以上で、月2回以上の活動をしていること。

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

通所型短期集中介護予防教室（通所C）

概 要

介護予防のための生活相談、健康チェック、生活指導、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防など総合的な内容の教室を開催します。短期集中型のため、要支援認定を受けている方はご相談ください。（期間は3か月です）

■対象者

事業対象者、要支援1、要支援2

■費用

無料（傷害保険料は利用者の実費負担）

■申し込み・問い合わせ先

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

運動器機能向上教室（通所C）

概 要

在宅の高齢者を対象に、1人ひとりにあった、運動器の機能向上を目指した内容の教室を開催します。短期集中型のため、要支援認定を受けている方はご相談ください。

■対象者

事業対象者、要支援1、要支援2

■費用

無料（傷害保険料は利用者の実費負担）

■申し込み・問い合わせ先

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

食の自立支援（配食サービス）

概要

ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみの世帯などで、閉じこもりや栄養改善などの指導が必要な方に、週3回、安否確認を兼ねて夕食を配達します。

曜日は【月・水・金】か【火・木・土】のどちらかになります。

■対象者

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、次のいずれかに該当する方

- ・要支援1または2
- ・事業対象者

■費用

1食 400円

■支払い方法

銀行口座から引き落とし

■申し込み・問い合わせ先

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

家族の介護を支援するサービス

高齢者を介護する家族の負担を軽減します。

家族介護支援

概要

在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識・技術習得のための教室を開催します。また、交流会等を行い、心身のリフレッシュを図ります。

■対象者

在宅で高齢者を介護している家族

■費用

無料（教材等、一部実費負担がかかる場合があります）

■申し込み・問い合わせ先

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

認知症高齢者支援サービス

認知症の人やご家族向けに、市では以下のようなサービス等を行っています。

ものの忘れ相談プログラム

概要

タッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を利用し、もの忘れに対する予防法などをアドバイスします。

■対象者

どなたでも

■費用

無料

■申し込み・問い合わせ先

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）

概要

認知症と疑われる症状が発症したときに、認知症の人や家族がどうすれば良いか、わかりやすく紹介したものです。

冊子は長寿いきがい課・各地域包括支援センターの窓口、市内医療機関等に配置しています。

■問い合わせ先

長寿いきがい課 地域ケア推進係

認知症初期集中支援チーム

概要

医療、福祉の専門職がチームとなり、認知症の人や疑いのある人、その家族を訪問してお話をうかがい、今後の対応などを考えたり、必要な情報を提供します。一定期間（おおむね6か月以内）を集中的に支援します。

■対象者

40歳以上で自宅で生活しており、認知症の症状があり、①～③のうち1つ以上に該当する方

- ①認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方
- ②医療サービスや介護保険サービスに結びついていない方
- ③認知症による症状が強く、どのように対応したらよいのか困っている方

■費用

無料

■申し込み・問い合わせ先

地域包括支援センター
長寿いきがい課 地域ケア推進係

認知症家族介護者の交流会

概要

認知症への不安や介護の悩みについて、相談したい方や話を聞いてもらいたい方が集まり、気持ちを自由に話し合える交流会です。

■対象者

認知症の人やもの忘れが気になる方を介護している家族

■費用

無料

■問い合わせ先

長寿いきがい課 地域ケア推進係

認知症カフェ（ほっとカフェ）

概要

もの忘れが気になる方やその家族、認知症を予防したいと思っている方、認知症の人を支えたい方が、お茶を飲みながら交流する場です。

- 対象者
どなたでも
- 費用
無料
- 問い合わせ先
長寿いきがい課 地域ケア推進係

認知症サポーター養成講座

概要

認知症の症状やかかわり方についてなど、認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族をあたたくサポートするための知識を学びます。修了者にはその証としてオレンジカードとオレンジバッジをお渡しします。（講座は1時間半程度です）

- 対象者
どなたでも
- 費用
無料
- 問い合わせ先
長寿いきがい課 地域ケア推進係

認知症高齢者等見守りシール

概要

認知症等の症状により行方不明となるおそれのある方の衣服や持ち物に、QRコードが印字されたシールを貼り、万が一行方不明となった際、保護時の連絡や身元確認を支援します。

- 費用
無料
（交付枚数：耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚）
※追加希望の場合は、実費負担あり
- 問い合わせ先
地域包括支援センター
長寿いきがい課 地域ケア推進係

成年後見制度利用に関する支援

概要

成年後見制度を利用したい方への手続きの支援や、成年後見人等への報酬について助成します。（報酬助成については条件があります）

- 問い合わせ先
地域包括支援センター
権利擁護センター
能代市社会福祉協議会内
電話 89-6000
長寿いきがい課 地域ケア推進係

高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防

介護予防を実践することにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる生活を目指します。高齢者が元気に活躍できるよう、活動と交流の場を提供します。

高齢者の生きがいと健康づくり

概要

趣味講座・芸能発表会・健康づくりレクリエーション交流大会・講演会などを開催し、高齢者の生きがいと健康づくりの場を提供します。

- 対象者
おおむね60歳以上の方
- 費用
1教室につき1,000円（年会費）
- 問い合わせ先
能代市老人クラブ連合会事務局
保坂福祉会館内
電話 54-8465



一般介護予防教室

概要

介護予防を目的とした運動、栄養、閉じこもり防止、口腔ケア、認知症予防などの内容で、講話や軽運動をします。

- 対象者
高齢者の方
- 費用
無料
- 申し込み・問い合わせ先
お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

※「高齢者」とは特に断りがない限り「65歳以上」の方をさします

在宅生活を支援するサービス

高齢者が住み慣れた自宅で、いきいきと安心して暮らせるよう支援します。

家族介護用品支給（おむつ券）

概要

おむつを必要とする高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッド・清拭剤・防水シーツ・使い捨て手袋・おむつカバー等の購入費を助成します。

年度途中で要介護状態区分が変更になった場合、申請により助成額を変更することができます。

■対象者

おむつを利用する高齢者を在宅で介護する家族の方

※ただし、おむつを利用する方が市民税非課税の場合に限りです

■助成額

次の金額相当分の助成券を交付します。

要介護1、要介護2…月2,500円

要介護3…月5,000円

要介護4、要介護5…月6,250円

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

概要

在宅の虚弱高齢者などに生活習慣の改善指導や体調の調整を図ることを目的として、養護老人ホームで、一時的にお世話します。

■対象者

介護保険で要介護・要支援と認定されていない方

■費用

1日381円＋食費実費相当分

■実施施設

養護老人ホーム 松籟荘（能代市）、

養護老人ホーム やまもと（三種町）

■利用期間

7日以内（半年につき）

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係



高齢者住宅改修助成

概要

介護保険で要支援以上の認定を受けた方の在宅生活を支援するため、住宅の改修に必要な資金を助成します。

※着工前に申請が必要です

■対象者

介護保険で要支援以上の認定を受け、在宅で生活する方

※ただし、市民税非課税の方に限りです

■補助額

改修費用のうち、介護保険の支給限度額の20万円を超える部分の1/2

■限度額 30万円

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 介護保険係

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

概要

治療院で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた際に、施術1回につき800円の助成を行います。

年10回まで利用できます。

■対象者

市民税非課税世帯の高齢者

■助成額

1回の施術につき800円の助成券を交付します。

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

軽度生活援助（シルバー券）

概要

高齢者が自立した生活をおくれるよう、軽易な日常生活上の援助を行います。

年間16時間分の助成券を交付します。うち、4時間分は除雪専用です。

利用できるサービス例は次のとおりです。

- 外出時の援助（外出・散歩の付添）
- 食事・食材の確保（宅配の手配、食材の買い物）
- 寝具類などの日干し・クリーニングの洗濯物搬出入
- 家周りの手入れ（庭の草取りなど）
- 家屋の軽微な修繕など
- 朗読、代筆サービス
- 除雪（排雪、屋根の雪下ろしは対象外）
- 台風時など自然災害への防備

※支払いは直接業者へお願いします

■対象者

在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

※65歳未満の方と同居している場合は対象となりません

交付は1つの家につき1冊です。

同じ家に高齢者のみで構成される世帯が2つ以上ある場合でも1冊のみの交付となります。

■費用

○利用者及び利用者と同居している者のうち市民税課税者がいるとき

援助員1人あたり 1時間につき300円

○利用者及び利用者と同居している者の全てが市民税非課税者であるとき

援助員1人あたり 1時間につき100円

○生活保護受給世帯 無料

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

緊急通報装置・ふれあい安心電話サービス

概要

緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急時に備えます。緊急通報装置設置者には電話回線を利用し、週1回安否確認をかねた、ふれあいコールを行い生活相談にも応じています。

■対象者

在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯など
※緊急時に対応できる協力員が3名程度必要です

■費用

無料（緊急通報装置の取付工事費含む）

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係
二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

見守り対応機器購入等支援

概要

高齢者等の安否確認を別居の家族や親族等が容易に行うことができる、無線通信機能が内蔵された「見守り対応機器」の購入やレンタルをした場合に、支援金を交付します。

■対象者

- ①～③の全てに該当する方
- ①能代市に住所がある在宅のひとり暮らしの方
- ②安否確認をする別居の家族や親族等がいる方
- ③次のいずれかに該当する方
 - ア. 高齢者
 - イ. 40歳以上65歳未満で、介護保険法の特定疾病に該当する方
 - ウ. 障害者手帳の交付を受けている方

■助成

一律5,000円を交付

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係
二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

訪問理容サービス

概要

理髪店などに行くことができない在宅で寝たきりなどの方に理容師または美容師を派遣し、理髪を行います。年間4回まで利用できます。

■対象者

要介護4以上の方、または要介護1～3で障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1以上の方
※ただし、在宅で市民税非課税の方に限ります

■費用

無料

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係
二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

高齢者外出支援サービス

概要

二ツ井地域に在住の方に限り、外出時の送迎を支援します。

■対象者

身体的状況により一般の交通機関を利用することが困難な高齢者

■費用

無料

■申し込み・問い合わせ先

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

元気・交流 200 円バス

概要

市内の路線バスを1回の乗車につき、上限200円で利用できます。
※運賃支払い時に介護保険証を必ず提示してください

■対象者

高齢者の方

■費用

1乗車につき上限200円

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係
二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係
各地域センター
出張所

百歳長寿お祝い

概要

満100歳を迎えた誕生日にお祝い状とお祝いを贈呈し、長寿をお祝います。

■対象者

満100歳になられた方
（ただし、10年以上能代市に住んでいる方）

■問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係
二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

老人クラブ活動等

概要

市内各地区に老人クラブがあり、趣味・娯楽・教養活動・友愛活動・ボランティア活動などを行い、会員相互の親睦を図ったり地域社会へ貢献したりしています。

老人クラブへの加入、新しく老人クラブを作りたいといったご相談はお気軽にお問い合わせください。

また、保坂福祉学園などでも、生きがいと健康づくりにつながる各教室を開催します。

■問い合わせ先

能代市老人クラブ連合会事務局

保坂福祉会館内

電話 54-8465

二ツ井町松寿会連合会事務局

電話 73-6308

敬老会（式）

概要

地区が主催する敬老行事に対し、報償金を交付します。

■申し込み方法

対象となる主催団体に案内を送付しますので、申し込みしてください。

※申込みの対象は次年度開催分となります

※毎年秋頃に受付を行います

■問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

救急医療情報キット配布

概要

高齢者のみの世帯に対して、緊急連絡先、かかりつけ医療機関、持病の有無、内服薬などの救急に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

■対象者

在宅のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯

■費用

無料

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

能代市社会福祉協議会

電話 89-6000

能代市社会福祉協議会 二ツ井総合福祉センター

電話 73-3801

高齢者の健康意識向上

概要

高齢者の健康意識を向上し健康増進・介護予防を図るため、施設を無料で利用できる日を設けます。

■無料利用日

毎月第1水曜日及び敬老の日（9月第3月曜日）
※変更になる場合がありますので施設にお問い合わせください

■対象者

市内に住所を有するおおむね60歳以上の方
※対象施設を個人で利用する場合に限ります

■利用方法

申込書を記入してから利用していただきます。

■対象施設

○能代地域

保坂福祉会館（松寿園）

電話 54-8465

高齢者交流センター（おとも苑）

電話 58-5295

○二ツ井地域

高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）

電話 88-8426

雪下ろし費用助成

概要

高齢者のみの世帯に対して、雪下ろし作業にかかった費用の一部を助成します。
※雪下ろし作業を行う前に申請が必要です

■対象者

在宅のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯
※生活保護受給世帯を除く、市民税非課税世帯に限ります

■助成額

雪下ろし作業及び、その後の排雪にかかった費用の1/2（上限2万円）
（上限に達するまで複数回の申請ができます）

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

福祉施設サービス

在宅での生活が困難な高齢者への居住場所や、高齢者の憩いや研修などの機会を提供し、高齢者がいきいきと活躍できるよう支援します。

養護老人ホーム（松籟荘）

概要

高齢者を入所させ、食事・入浴など日常生活を支援します。また、レクリエーションや生活向上のための指導も行います。

■対象者

高齢者で、環境上の理由があり、かつ、経済的にも在宅生活の維持が困難な方

■費用

入所者、扶養義務者の収入の状況により異なります。

■申し込み・問い合わせ先

長寿いきがい課 長寿社会係

高齢者友愛センター

概要

高齢者の生きがいと健康づくり活動など、教養の向上や交流の場のための施設で、カーペット敷きと畳のスペースがあります。

- 開館時間 午前8時30分～午後10時
- 休館日 12月29日～1月3日
- 所在地 能代市上町12番32号
能代ふれあいプラザ2階

■対象者

おおむね60歳以上の方

■使用料

1時間につき150円

■利用方法

直接施設へお申し込みください。
電話 89-5530

保坂福祉会館（松寿園）

概要

高齢者の教養の向上、娯楽を行うための施設で、研修室、娯楽室、大広間などがあります。

- 開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休館日 毎週日曜日
12月29日～1月3日
- 所在地 能代市追分町4番26号

■対象者

おおむね60歳以上の方

■使用料

1時間につき
1室………60円（50円）
冷暖房使用時は、（ ）内の金額が加算されます。

■利用方法

直接施設へお申し込みください。
電話 54-8465

高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）

概要

高齢者の健康の増進、交流の推進のための施設で、ホール、和室、浴室などがあります。

- 開館時間 午前9時～午後9時
- 休館日 毎週月曜日
12月29日～1月3日
- 所在地 能代市二ツ井町字下野家後97番地

■使用料

1回につき
60歳以上 …………… 100円
大人…………… 300円
小中学生…………… 100円
障がい者…………… 100円
小学生未満…………… 無料

■利用方法

直接施設へお申し込みください。
電話 88-8426

荷上場老人憩の家

概要

高齢者の教養の向上、娯楽を行うための施設で、和室などがあります。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎週月曜日
国民の祝日の翌日
12月29日～1月3日
- 所在地 能代市二ツ井町荷上場
字鍋良子出口1番地1

■対象者

おおむね60歳以上の方

■使用料

無料

■申し込み・問い合わせ先

二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係

高齢者交流センター（おとも苑）

概要

- ・交流サービス
入浴、休憩、学習など
- ・生きがい活動支援サービス
高齢者の生きがい活動支援サービスの提供

- 開館時間 午前8時～午後6時
- 休館日 毎週月曜日
国民の祝日の翌日
12月29日～1月3日
- 所在地 能代市字腹蔵ノ沢19番地10

■対象者

- ・交流サービス
どなたでも利用できます。
- ・生きがい活動支援サービス
おおむね65歳以上で次のような方
① 介護保険制度の対象外の方
② 身体虚弱であっても自分の身の回りのことが自分でできる方

■費用

- ・入館料 小学生以上…………… 1回300円
- ・生きがい活動支援サービス… 1日700円

■利用方法

直接施設へお申し込みください。
電話 58-5295

能代市高齢者福祉サービス一覧表

区 分	名 称	概 要	ページ
地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）	1. 訪問型サービス	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。	38
	2. 通所型サービス	日常生活上の支援などの共通のサービスと、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。	38
	3. 高齢者の通いの場補助（通所B）	高齢者等の閉じこもり予防や交流の促進、生きがいづくりのため、通いの場を提供する団体へ補助金を交付します。	39
	4. 通所型短期集中介護予防教室（通所C）	在宅の高齢者を対象に、介護予防のための生活相談、健康チェック、生活指導、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの教室を開催します。 【費用】 無料（傷害保険料は利用者の実費負担）	39
	5. 運動器機能向上教室（通所C）	在宅の高齢者を対象に、1人ひとりにあった運動器の機能向上を目指した内容の教室を開催します。 【費用】 無料（傷害保険料は利用者の実費負担）	39
	6. 食の自立支援（配食サービス）	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯などで、閉じこもりや栄養改善などの指導が必要な方に、週3回、安否確認を兼ねて夕食を配達します。 【費用】 1食400円	40
地域支援事業（家族支援・一般高齢者向け）	7. 家族介護支援	高齢者を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識・技術習得のための教室の開催や、心身のリフレッシュを図る交流会等を開催します。 【対象者】 在宅で高齢者を介護している家族 【費用】 無料（教材等、一部実費負担がかかる場合があります）	40
	8. もの忘れ相談プログラム	タッチパネル式「もの忘れ相談プログラム」を利用し、もの忘れに対する予防法などをアドバイスします。【対象者】 どなたでも 【費用】 無料	40
	9. 認知症安心ガイドブック（認知症ケアバス）	認知症と疑われる症状が発症したときに、認知症の人や家族がどうすれば良いかをわかりやすく紹介するガイドブックです。冊子は長寿いきがい課・各地域包括支援センターの窓口、市内医療機関等に配置しています。【対象者】 どなたでも 【費用】 無料	41
	10. 認知症初期集中支援チーム	医療・福祉の専門職が、認知症の人や疑いのある人、その家族を訪問し、今後の対応などを考えたり、情報提供を行います。おおむね6か月以内を集中的に支援します。 【対象者】 40歳以上で認知症の症状がある方 【費用】 無料	41
	11. 認知症家族介護者の交流会	認知症への不安や介護の悩みについて、気持ちや自由に話し合える交流の場です。 【対象者】 認知症の人やもの忘れが気になる方を介護している家族 【費用】 無料	41
	12. 認知症カフェ（ほっとカフェ）	もの忘れが気になる方やその家族、認知症を予防したい方、認知症の人を支えたい方が、お茶を飲みながら交流する場です。 【対象者】 どなたでも 【費用】 無料	42
	13. 認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族をサポートするための知識を学びます。講座修了者にはサポーターの証（カード、バッジ）をお渡しします。 【対象者】 どなたでも 【費用】 無料	42
	14. 認知症高齢者等見守りシール	認知症等の症状により行方不明となるおそれのある方の衣服や持ち物に、QRコードが印字されたシールを貼り、方が行方不明となった際、保護時の連絡や身元確認を支援します。 【費用】 無料（追加希望の場合は、実費負担あり）	42
	15. 成年後見制度利用に関する支援	成年後見制度を利用したい方への手続きの支援や、成年後見人等への報酬について助成します。（報酬助成については条件あり）	42
	16. 高齢者の生きがいと健康づくり	趣味講座・芸能発表会・健康づくりレクリエーション交流大会・講演会などを開催し、高齢者の生きがいと健康づくりの場を提供します。	43
	17. 一般介護予防教室	介護予防を目的とした運動、栄養、閉じこもり防止、口腔ケア、認知症予防などの内容で、講話や軽運動をします。	43
介護保険以外のサービス（在宅生活支援など）	1. 家族介護用品支給（おむつ券）	おむつを必要とする高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッド・清拭剤・防水シーツ・使い捨て手袋・おむつカバー等の購入費を助成します。 【対象者】 おむつ利用者が市民税非課税の場合に限ります。 【助成額】 1か月あたり 要介護1、要介護2…2,500円 要介護3…5,000円 要介護4、要介護5…6,250円	44
	2. 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）	在宅の虚弱高齢者などに生活習慣の改善指導や体調の調整を図ることを目的として、養護老人ホームで一時的にお世話します。 【実施施設】 養護老人ホーム 松籟荘（能代市）、養護老人ホーム やまもと（三種町） 【利用期間】 7日以内（半年につき） 【費用】 1日381円 ※別途食費実費相当分がかかります。	44
	3. 高齢者住宅改修助成	介護保険で要支援以上の認定を受けた方が、在宅で生活する場合、その在宅での生活を支援するため、住宅の改修に必要な資金を助成します。 【対象者】 要支援以上の認定を受けた方。ただし、市民税非課税の場合に限ります。 【補助額】 改修費用のうち、介護保険の支給限度額の20万円を超える部分の1/2 【限度額】 30万円 ※着工前に申請が必要	45
	4. はり・きゅう・マッサージ施術費助成	健康の保持及び増進を図るため、在宅の高齢者を対象に、施術1回につき800円を年10回に限度に助成します。 【対象者】 市民税非課税世帯の高齢者	45

区 分	名 称	概 要	ページ
介護保険以外のサービス（在宅生活支援など）	5. 軽度生活援助（シルバー券）	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に対して、軽易な日常生活上の援助を行います。年間16時間分（うち4時間分は除雪専用） 【費用】 利用者及び利用者の同居者に市民税課税者がいる 300円（援助員1人/1時間） 利用者及び利用者の同居者全員が市民税非課税者である 100円（援助員1人/1時間） 生活保護受給世帯 無料	45
	6. 緊急通報装置・ふれあい安心電話サービス	在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、電話回線を利用した緊急通報装置を貸出し、急病などの緊急時に対応します。また、週1回電話による安否確認や利用者からの相談に応じます。 【設置条件】 協力員3名以上（緊急時に迅速に対応できる方）【費用】 無料	46
	7. 見守り対応機器購入等支援	高齢者等の安否確認を別居の家族や親族等が容易に行うことができる無線通信機能が内蔵された「見守り対応機器」の購入やレンタルをした場合に、支援金として一律5,000円交付します。	46
	8. 訪問理容サービス	在宅で寝たきりなどの高齢者で外出することが困難な方に、理容師または美容師を派遣して理髪のサービスを行います。ただし、本人が市民税非課税の場合に限ります。年間4回まで利用できます。【費用】 無料	46
	9. 高齢者外出支援サービス	身体的状況により一般の交通機関を利用することが困難な高齢者の外出を支援します。 ※二ツ井地域の方のみ利用することができます。 【費用】 無料	47
	10. 元気・交流200円バス	高齢者が市内の路線バスを利用するとき、1乗車につき上限200円で利用することができます。	47
	11. 百歳長寿お祝い	満100歳を迎えた方に対し、お祝い状とお祝い金を贈呈します。 【対象者】 能代市に10年以上お住まいで満100歳を迎えた方	47
	12. 老人クラブ活動等	各地区の単位老人クラブや老人クラブ連合会の各種活動を支援するため助成します。	48
	13. 敬老会（式）	地区が主催する敬老行事に対し、報償金を交付します。	48
	14. 救急医療情報キット配布	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に対して、緊急連絡先、かかりつけ医療機関、持病の有無、内服薬などの救急に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	48
	15. 高齢者の健康意識向上	高齢者の健康意識を向上し健康増進・介護予防を図るため、施設を無料で利用できる日を設けます。【無料利用日】 毎月第1水曜日及び敬老の日	49
	16. 雪下ろし費用助成	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に対して、雪下ろし作業にかかった費用の一部を助成します。	49
福祉施設サービス	1. 養護老人ホーム（松籟荘）	環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、食事・入浴など日常生活を支援します。また、レクリエーションや生活向上のための指導も行います。	50
	2. 高齢者友愛センター	高齢者の生きがいと健康づくり活動など、教養の向上や交流の場を提供します。 【開館時間】 午前8時30分～午後10時 【休館日】 12月29日～1月3日 【対象者】 おおむね60歳以上の方 【使用料】 150円（1時間につき）	50
	3. 保坂福祉会館（松寿園）	高齢者に教養の向上と娯楽の場を提供します。 【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分 【休館日】 毎週日曜日 12月29日～1月3日 【対象者】 おおむね60歳以上の方 【使用料】 1室60円（1時間につき） 時期により冷暖房料金の加算あり	50
	4. 高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）	高齢者の健康の増進、交流の推進のための場を提供します。（入浴可） 【開館時間】 午前9時～午後9時 【休館日】 毎週日曜日 12月29日～1月3日 【使用料】 60歳以上 100円（1回につき）	51
	5. 荷上場老人憩の家	高齢者に教養の向上と娯楽の場を提供します。 【開館時間】 午前9時～午後5時 【休館日】 毎週日曜日 国民の祝日の翌日 12月29日～1月3日 【対象者】 おおむね60歳以上の方 【使用料】 無料	51
	6. 高齢者交流センター（おとも苑）	高齢者に教養の向上と娯楽の場を提供するほか、高齢者の生きがい活動支援サービスを提供します。（入浴可） 【開館時間】 午前8時～午後6時 【休館日】 毎週日曜日 国民の祝日の翌日 12月29日～1月3日 【使用料】 入館料 小学生以上 1回300円 生きがい活動支援サービス（おおむね65歳以上の身体虚弱な方で身の回りの世話が自分できける方） 1日700円	51
問い合わせ先	○長寿いきがい課 長寿社会係…………… 電話 89-2156 地域ケア推進係…………… 電話 89-5355 介護保険係…………… 電話 89-2157 ○二ツ井地域局市民福祉課 市民福祉係…………… 電話 73-5500 ○地域包括支援センター 本庁地域包括支援センター…………… 電話 74-7156/080-6448-3804 北地域包括支援センター…………… 電話 74-7730 南地域包括支援センター…………… 電話 74-6700 二ツ井地域包括支援センター…………… 電話 73-6662		

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、次のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには
日ごろからサービス状況など
細かく報告しておくことで
安心です。



「市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、
市で事業者を調査して指導し
ます。

長寿いきがい課 介護保険係
電 話 89-2157
ファクス 89-1791



「地域包括支援センター」に相談

地域の高齢者の総合的支
援を行う「地域包括支援セ
ンター」で相談を受け付け
ています。



電話
○本庁地域 74-7156
○北 地 域 74-7730
○南 地 域 74-6700
080-6448-3804 ○二ツ井地域 73-6662

「国保連の相談・苦情窓口」に相談

市での解決が難しい場合
や、利用者が特に希望する場
合は、国保連（国民健康保険
団体連合会）に申し立てるこ
とができます。

電 話 018-883-1550（専用）
ファクス 018-883-1551



介護保険に関する事業者を探したいときは？

事業者の情報については、インターネットなどで、最新の情報を確認できます。

◎能代市ホームページ

※能代市ホームページ（ホーム＞くらし＞福祉＞介護＞介護保険＞介護保険関連
事業所等）に最新の事業者情報を掲載しています

能代市ホームページ <https://www.city.noshiro.lg.jp/>



◎WAM NET（ワムネット）・事業者情報

※WAM NET（ワムネット）は、社会福祉・医療事業団が運営している福祉・保健・
医療の総合情報サイトです

※WAM NET・事業者情報で全国の事業者が検索できます

WAM NET <https://www.wam.go.jp/>



介護保険・高齢者福祉サービスガイド

編集・発行 〒016-8501 能代市上町1番3号
能代市 市民福祉部 長寿いきがい課

長 寿 社 会 係 電話 89-2156
介 護 保 険 係 電話 89-2157
介護認定調査係 電話 89-2158
地域ケア推進係 電話 89-5355

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1番地1
能代市 二ツ井地域局 市民福祉課

市 民 福 祉 係 電話 73-5500

URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/>

環境に配慮した紙を使用しています。 環境にやさしい植物油インクを使用しています。

平成6年度版
（令和8年8月加除修正）